

# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

## 換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして、事業の継続若しくは生活の維持を困難にする恐れがあり地方税を一時に納付することができない場合には、猶予制度がありますので、お近くの京都地方税機構の各地方事務所にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

## 徴収の猶予

- 新たに発生する地方税などについても、新型コロナウイルス感染症の影響への猶予制度がありますので、京都府又はお近くの市町村、京都地方税機構の各地方事務所にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

※ 各地方事務所の所在地については、京都地方税機構のホームページ(トップページからアクセスをクリック)でご確認下さい。